

奈良県告示第三百六十四号

奈良県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年五月奈良県告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十九日から施行する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第四号を次のように改める。

四 橿原市常盤町 奈良県中和土木事務所内